

子育て応援市町村交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、子育て応援市町村交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、市町村が地域の実情に応じた創意工夫を行って主体的に取り組む子育て応援の事業、活動、環境づくり等、市町村の取組の促進を目的とし交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄の1に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付対象事業に要する経費の額から、当該交付対象事業に伴う寄付金その他の収入（本交付金を除く。）の額を控除した額（以下「交付対象経費」という。）を基に、別表の第1欄の2に定める交付額の算定方法により算定して得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、子ども家庭部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1号の知事が別に定める変更は、別表の第2欄に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるものほか、本交付金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年6月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年3月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年3月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年3月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
この要綱は、令和元年7月5日から施行する。
この要綱は、令和4年5月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
この要綱は、令和5年5月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年7月28日から適用する。
この要綱は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 交付対象事業の内容及び交付額の算定方法	交付対象事業は、次の1の(1)及び(2)に掲げる事業とする。										
	1 交付対象事業	<p>(1) 子育て王国とつとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の推進に資する次の施策として、市町村が独自に実施する事業</p> <p>ア 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策</p> <p>イ 安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</p> <p>ウ 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策</p> <p>エ 子どもの発達の過程に応じて自立を支援する施策</p> <p>オ きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</p> <p>カ 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p>									
(2) 地域のつながりの希薄化・孤立化の解消、妊娠・出産・子育てに関する問題の早期発見・早期支援、虐待の未然防止を図るため、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援ニーズに対応した総合的相談支援や各種支援サービス等、市町村が独自に実施する下表に掲げる事業											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 事業分野</th><th>2 事業内容の例</th><th>3 基準単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもや子育て家庭をサポートする職員配置事業</td><td>不安や課題を抱える子どもまたはその家庭の訪問や専門機関等への連携を支援するなどにより、地域の子育て家庭を広域的にサポートする職員を保育施設や市町村子育て支援担当課等に配置</td><td>担当課・子育て支援施設（保育施設以外）内配置 1人あたり 2,300千円 保育施設内配置 1人あたり 1,900千円</td></tr> <tr> <td>個別給付事業</td><td> <p>不育症治療費等助成事業</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する不育症の検査や治療に係る費用の助成制度対象者として市町村が認定した者 <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不育症の検査や治療に係る費用に対する助成 <p>小児がん患者等ワクチン再接種支援事業</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満の者 ・がん等の治療のために実施した化学療法、造血幹細胞移植等によって、以前接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認めた者 <p>【対象事業】次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法第2条第2項で定められた疾病に係る予防接種であること ・予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定によるワクチンであること ・移植前に予防接種法、実施規則及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき実施された予防接種ワクチンの免疫ががん等の治療のために実施した化学療法、造血幹細胞移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること </td><td>対象者1人あたり 150千円</td></tr> </tbody> </table>			1 事業分野	2 事業内容の例	3 基準単価	子どもや子育て家庭をサポートする職員配置事業	不安や課題を抱える子どもまたはその家庭の訪問や専門機関等への連携を支援するなどにより、地域の子育て家庭を広域的にサポートする職員を保育施設や市町村子育て支援担当課等に配置	担当課・子育て支援施設（保育施設以外）内配置 1人あたり 2,300千円 保育施設内配置 1人あたり 1,900千円	個別給付事業	<p>不育症治療費等助成事業</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する不育症の検査や治療に係る費用の助成制度対象者として市町村が認定した者 <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不育症の検査や治療に係る費用に対する助成 <p>小児がん患者等ワクチン再接種支援事業</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満の者 ・がん等の治療のために実施した化学療法、造血幹細胞移植等によって、以前接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認めた者 <p>【対象事業】次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法第2条第2項で定められた疾病に係る予防接種であること ・予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定によるワクチンであること ・移植前に予防接種法、実施規則及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき実施された予防接種ワクチンの免疫ががん等の治療のために実施した化学療法、造血幹細胞移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること 	対象者1人あたり 150千円
1 事業分野	2 事業内容の例	3 基準単価									
子どもや子育て家庭をサポートする職員配置事業	不安や課題を抱える子どもまたはその家庭の訪問や専門機関等への連携を支援するなどにより、地域の子育て家庭を広域的にサポートする職員を保育施設や市町村子育て支援担当課等に配置	担当課・子育て支援施設（保育施設以外）内配置 1人あたり 2,300千円 保育施設内配置 1人あたり 1,900千円									
個別給付事業	<p>不育症治療費等助成事業</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する不育症の検査や治療に係る費用の助成制度対象者として市町村が認定した者 <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不育症の検査や治療に係る費用に対する助成 <p>小児がん患者等ワクチン再接種支援事業</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満の者 ・がん等の治療のために実施した化学療法、造血幹細胞移植等によって、以前接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認めた者 <p>【対象事業】次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法第2条第2項で定められた疾病に係る予防接種であること ・予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定によるワクチンであること ・移植前に予防接種法、実施規則及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき実施された予防接種ワクチンの免疫ががん等の治療のために実施した化学療法、造血幹細胞移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること 	対象者1人あたり 150千円									

	<p>妊娠歯科検診費等助成事業 妊娠に対し、歯科検診に係る費用を市町村が助成する事業</p> <p>母子保健に係る個別給付事業 用途が決まっている支給であって、現金給付（母子保健事業に係る償還払いの事業を除く）ではない事業</p> <p>その他子育て支援として行う金銭給付・個別給付の事業</p>	
	<p>(3) 次に掲げる事業又は経費については、交付金の交付の対象としない。</p> <p>ア 国、県その他団体等からの補助金、交付金等の助成の対象となっている事業又は委託されている事業</p> <p>イ 県から市町村へ移管した事業</p> <p>ウ 1(1)に係る事業以外の備品の整備、修繕を伴う事業 ただし、1(1)に係る事業については、備品の整備、修繕に係る経費が1,000千円を超える場合は対象としない。</p> <p>エ 次に掲げる事業以外の事業に係る人件費及びこれに類する経費</p> <p>(ア) 子どもや子育て家庭をサポートする職員配置事業</p> <p>(イ) 鳥取県地域子育て支援拠点事業</p> <p>(ウ) ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>(エ) 1(1)に係る事業</p> <p>オ 法律に基づき設置される協議会等の委員に対する報償費</p>	
2 交付額の算定方法	<p>(1) 限度額 各市町村に対する本交付金の額は、次の市町村別基準限度額と、交付対象事業の実施に要した経費の合計額から当該事業の財源となっている寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較していずれか低い額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）以下とする。 市町村別基準限度額 市：10,000千円、町村：5,000千円</p> <p>(2) 基準単価の取扱い 1の(2)に掲げる表第3欄において基準単価の定めがある事業については、それぞれの事業ごとにその基準単価を限度とする。</p> <p>(3) 報償費の取扱い 報償費の算定基準額は1事業あたり（講習会事業等、年に複数回実施するものは1回あたり）100千円を上限とする。</p> <p>(4) その他 (1)～(3)により算定した各市町村の申請額の合計が予算額を超えた場合は、予算額の範囲内で事業費按分して各市町村の交付額を算定する。</p>	
2 重要な変更	<p>(1) 交付決定額の増額</p> <p>(2) 交付決定額の2割以上の減額</p> <p>(3) 交付決定した事業以外の事業の実施</p> <p>(4) その他事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更</p>	